

兵庫県公報

令和元年10月18日 金曜日 第50号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○ 同上（同）	11
○ 平成19年兵庫県告示第425号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（建築指導課）	13
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	47
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	48
正 誤	
○ 令和元年8月2日付け兵庫県公報第28号中	48
○ 令和元年8月13日付け兵庫県公報第31号中	48

告 示

兵庫県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和元年10月18日

兵庫県知事 井戸敏三

大釜土地改良区

退任役員

役員区分

氏名

住所

監事

高永俊弘

姫路市飾東町大釜574番地

同

石川友一

同 市飾東町大釜14番地

同

藤城勝彦

加古川市志方町畑816番地の2



兵庫県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年10月18日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市小名田土地改良区

退任役員

役員区分

氏名

住所

理事

小林仁

神戸市北区八多町下小名田499番地

同

山角盟

同 市同区八多町下小名田418番地

同

森丈実

同 市同区八多町下小名田594番地

同

小林一樹

同 市同区八多町下小名田873番地の5

同

城垣正義

同 市同区八多町下小名田601番地

監事

廣畑博実

同 市同区八多町下小名田23番地の1

同	岡 那 隆 司	同	市同区八多町下小名田850番地の2
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	小 林 仁	神戸市北区八多町下小名田499番地	
同	山 角 盟	同 市同区八多町下小名田418番地	
同	森 丈 実	同 市同区八多町下小名田594番地	
同	小 林 一 樹	同 市同区八多町下小名田873番地の5	
同	森 悟	同 市同区八多町下小名田1064番地の2	
監 事	廣 畑 博 実	同 市同区八多町下小名田23番地の1	
同	岡 那 隆 司	同 市同区八多町下小名田850番地の2	

神吉大池土地改良区

退任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	神 吉 耕 藏	加古川市東神吉町神吉1223番地の3	
同	藤 河 昌 信	同 市西神吉町宮前679番地	
同	植 原 章 五	同 市東神吉町神吉1713番地	
同	井 上 正 幸	同 市西神吉町宮前469番地	
同	神 吉 利 明	同 市東神吉町神吉1419番地の1	
同	西 川 敏 彦	同 市東神吉町天下原181番地の2	
同	堀 田 忠 良	同 市西神吉町鼎754番地	
同	富 木 茂 樹	同 市西神吉町鼎642番地	
同	田 中 登	同 市西神吉町西村222番地の2	
同	藤 本 豊 作	同 市西神吉町中西79番地の4	
監 事	大 西 勝 善	同 市東神吉町神吉1059番地	
同	長 井 義 弘	同 市東神吉町天下原542番地の1	
同	橋 本 邦 男	同 市西神吉町宮前176番地の1	

就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	原 淳 一	加古川市西神吉町宮前678番地	
同	植 原 章 五	同 市東神吉町神吉1713番地	
同	井 上 正 幸	同 市西神吉町宮前469番地	
同	神 吉 敏 明	同 市東神吉町神吉1908番地	
同	富 木 茂 樹	同 市西神吉町鼎642番地	
同	田 中 登	同 市西神吉町西村222番地の2	
同	大 西 勝 善	同 市東神吉町神吉1059番地	
同	金 川 卓 也	同 市東神吉町天下原55番地の2	
同	清 野 治 明	同 市西神吉町鼎794番地	
同	釜 江 長 明	同 市西神吉町中西138番地の3	
監 事	長 井 義 弘	同 市東神吉町天下原542番地の1	
同	神 吉 照 明	同 市東神吉町神吉1605番地	
同	佐 伯 眞 究	同 市西神吉町宮前655番地	

栗柄土地改良区

退任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	田 中 浩 文	丹波篠山市栗柄104番地	
同	原 田 澄 雄	同 市栗柄247番地	
同	石 田 卓 也	同 市栗柄386番地	
同	石 田 典 彦	尼崎市武庫之荘3丁目9番7—206号	
同	西 澤 和 也	丹波篠山市栗柄592番地	
同	石 田 勝 久	同 市栗柄732番地1	

同	佐野文一	同	市栗柄726番地
同	井上誠	同	市栗柄925番地
同	恒田正美	同	市栗柄1200番地
同	細見真司	同	市栗柄855番地
監事	石田肇	同	市栗柄393番地
同	西澤生容	同	市栗柄679番地

就任役員

役員の区分

	氏名	住 所
理事	西澤和義	丹波篠山市栗柄411番地
同	松尾誠	同 市栗柄28番地
同	西澤仁康	同 市栗柄576番地
同	石田勝久	同 市栗柄732番地 1
同	石田岩根	同 市栗柄342番地
同	梶川文夫	同 市栗柄914番地
同	井上喜久子	同 市栗柄954番地
同	田中雅男	同 市栗柄165番地 1
同	恒田正美	同 市栗柄1200番地
同	石田弘	同 市栗柄825番地
監事	佐野文一	同 市栗柄726番地
同	原田澄雄	同 市栗柄247番地

栗住野土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏名	住 所
理事	小林隆宣	丹波市青垣町栗住野1009番地
同	小田貞二	同 市青垣町栗住野1071番地
同	足立智子	同 市青垣町栗住野875番地
同	堀河陽介	同 市青垣町栗住野1028番地 2
同	小田耕造	同 市青垣町栗住野670番地
同	小田邦秀	同 市青垣町栗住野651番地 1
同	蘆田梅逸	同 市青垣町栗住野631番地 3
同	芦田篤司	三田市あかしあ台 1 丁目21番地13
同	足立俊哉	丹波市青垣町栗住野511番地
同	蘆田昭悟	同 市青垣町栗住野535番地 1
同	足立文男	同 市青垣町西芦田1066番地 4
監事	足立正義	同 市青垣町栗住野1065番地 2
同	芦田佳治	同 市青垣町栗住野544番地 2
同	蘆田昌	同 市青垣町西芦田1017番地

就任役員

役員の区分

	氏名	住 所
理事	谷田尚也	丹波市青垣町栗住野1087番地
同	谷田拓思	同 市青垣町栗住野1001番地
同	足立孝一	同 市青垣町栗住野1050番地
同	中山良男	同 市青垣町栗住野1030番地 3
同	小田繁雄	同 市青垣町栗住野773番地
同	小田與四郎	同 市青垣町栗住野774番地
同	蘆田富幸	同 市青垣町栗住野639番地
同	細見隆一郎	京都府福知山市東平野町 6 番地の16
同	蘆田覚	丹波市青垣町栗住野539番地
同	足立一人	同 市青垣町栗住野546番地 2
同	蘆田剛	同 市青垣町西芦田1015番地

監 事	中 山 謙 逸	同	市青垣町栗住野882番地 1
同	小 田 八寿雄	同	市青垣町栗住野503番地 2
同	足 立 健 一	同	市青垣町西芦田1045番地

西芦田口塩久土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

蘆 田 美智則

谷 川 久 雄

足 立 正 彦

足 立 哲 也

足 立 芳 夫

蘆 田 務

足 立 一 成

小 林 豊

足 立 冬 子

田 中 義 信

足 立 進

谷 川 光 二

谷 川 隆 夫

足 立 勝 則

足 立 政 和

澤 田 貴 之

足 立 義 隆

足 立 光 廣

仲 野 敏 雄

大 西 勝

足 立 守 昭

住 所

丹波市青垣町西芦田987番地

同 市青垣町西芦田57番地

同 市青垣町口塩久471番地

同 市青垣町西芦田975番地 1

同 市青垣町西芦田995番地

同 市青垣町西芦田1014番地

同 市青垣町西芦田1030番地

同 市青垣町西芦田1380番地

同 市青垣町西芦田334番地 1

同 市青垣町西芦田131番地

同 市青垣町西芦田206番地

同 市青垣町西芦田46番地

同 市青垣町西芦田113番地 2

同 市青垣町口塩久251番地

同 市青垣町口塩久267番地

同 市青垣町口塩久347番地

同 市青垣町口塩久508番地

同 市青垣町口塩久709番地

同 市青垣町西芦田41番地 3

同 市青垣町西芦田1197番地

同 市青垣町口塩久519番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

足 立 久二男

蘆 田 正 規

足 立 芳 夫

蘆 田 昭 子

上 山 義 信

小 林 佑 輝

足 立 冬 子

田 中 和 明

大 西 浩 昭

谷 川 光 男

仲 野 敏 雄

小 川 務

國 貞 広 史

足 立 政 和

廣 瀬 隆 仁

足 立 雄 太

足 立 敏 彰

足 立 龍 哉

蘆 田 美智則

谷 川 久 雄

足 立 正 彦

住 所

丹波市青垣町西芦田976番地 2

同 市青垣町西芦田944番地

同 市青垣町西芦田995番地

同 市青垣町西芦田1036番地

同 市青垣町西芦田1034番地

同 市青垣町西芦田1290番地

同 市青垣町西芦田334番地 1

同 市青垣町西芦田109番地 4

同 市青垣町西芦田290番地 2

同 市青垣町西芦田98番地

同 市青垣町西芦田41番地 3

同 市青垣町西芦田118番地 6

同 市青垣町口塩久270番地

同 市青垣町口塩久267番地

同 市青垣町口塩久388番地 5

同 市青垣町口塩久500番地 1

同 市青垣町口塩久380番地

同 市青垣町口塩久470番地

同 市青垣町西芦田987番地

同 市青垣町西芦田57番地

同 市青垣町口塩久471番地

兵庫県告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

令和元年10月18日

兵庫県知事 井戸敏三

大釜土地改良区

氏名	住所
井上 正	姫路市飾東町大釜62番地
黒田 良輝	同 市飾東町大釜555番地
清瀬 良一	同 市飾東町大釜203番地 1
岸本 成和	同 市飾東町大釜167番地
井上 武廣	同 市飾東町大釜48番地
石川 清章	同 市飾東町大釜41番地
石川 公計	同 市飾東町大釜19番地 1
高山 政之	同 市飾東町大釜81番地 3
石川 至範	同 市飾東町大釜13番地
高永 勝弘	同 市飾東町大釜 5 番地
高永 武良	同 市飾東町大釜101番地
高山 修郎	同 市飾東町大釜108番地 5
畑 昌彦	同 市飾東町大釜新658番地
小林 利亘	同 市飾東町大釜新681番地
福永 英明	加古川市志方町畑817番地の 1

兵庫県告示第496号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 堤 照 司
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)		
	能 力	19,440m ³ /時		400NL/分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日		着手後5日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2.4	2.2	11	12
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	35以下	42	50以下	50
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15以下	15	30以下	30
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10以下	10	30以下	30
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	58.7以下	65	—	—
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	シ ア ン 化 合 物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	セレン及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	1以下	1
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	2以下	2	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	54.9以下	60.4	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	3以下	3	1.2以下	1.2
	亜 鉛 含 有 量 (単位 mg/L)	34以下	34	1以下	1
	溶 解 性 鉄 含 有 量 (単位 mg/L)	38.9以下	42.8	—	—
	ク ロ ム 含 有 量 (単位 mg/L)	1.3以下	1.5	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	1	6	2.18	2.18	

63号ホ 廃ガス洗淨施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)	
300NL/分		5,903kg/日		8,855kg/日		25L/分	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		着手後30日		同 左		着手後10日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
7	8	9.3	9.3	9.3	9.3	2~11	2~11
10以下	10	19,000以下	19,000	19,000以下	19,000	24	240
10以下	10	10,000以下	10,000	10,000以下	10,000	71	710
5以下	5	70以下	70	70以下	70	14	140
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
0.5以下	1	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1以下	1	3,300以下	3,300	3,300以下	3,300	78	780
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
0.06	0.06	0.4	0.4	0.3	0.3	0.001	0.001

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4)		66号 電気めつき施設	
15枚/日		25,000kg/日	
同 左		同 左	
着手後7日		着手後30日	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大
2～10	2～10	2.4	2.2
10以下	10	35以下	42
10以下	10	80以下	80
21,000以下	21,000	10以下	12
3以下	3	58.7以下	65
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	3.1以下	3.3
3以下	3	54.9以下	60.4
3以下	3	3以下	3
—	—	83.4以下	93
—	—	38.9以下	42.8
—	—	1.3以下	1.5
0.17	0.29	83	108

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設 (No. 1)		排水処理施設 (No. 2)					
		(新 設)		変 更 前					
変 更 前 後 の 区 分									
型	式	屋内定着型		同 左					
構	造	FRP製、ポリエチレン槽		同 左					
主 要 寸 法		26.7m×3.5m×3.1m 10m×4.2m×4.9m		17.2m×3.95m×4.9m					
能 力		120m ³ /日		185m ³ /日					
汚 水 等 の 処 理 方 式		中和・凝集沈殿・膜分離		中和・凝集沈殿					
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		既設					
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後30日		既設					
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		許可後					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		8:30~8:30 12時間					
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左					
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	2.4	2.2	6.2~8.7	6.2~8.7	2~5	2~8	6.2~8.7	6.2~8.7
	生物化学的酸素要求量(単位 mg/L)	35以下	42	35以下	42	12以下	12	12以下	12
	化学的酸素要求量(単位 mg/L)	80以下	80	80以下	80	80以下	80	80以下	80
	浮遊物質量 (単位 mg/L)	10以下	12	10以下	10	10以下	10	10以下	10
	窒素含有量 (単位 mg/L)	58.7以下	65	58.7以下	65	48以下	48	48以下	48
	リン含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	3.1以下	3.3	2以下	2	2以下	2	2以下	2
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	54.9以下	60.4	54.9以下	60.4	48以下	48	48以下	48
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	3以下	3	3以下	3	3以下	3	3以下	3
	亜鉛含有量 (単位 mg/L)	83.4以下	93	2以下	2	34以下	34	2以下	2
	溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	38.9以下	42.8	5以下	8	—	—	—	—
クロム含有量 (単位 mg/L)	1.3以下	1.5	1.3以下	1.3	1.3以下	1.3	1.3以下	1.3	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量 (単位 m ³ /日)		84	114	84	114	100	140	100	140

変 更 後			
同 左			
同 左			
同 左			
同 左			
同 左			
同 左			
同 左			
同 左			
同 左			
処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大
2～5	2～8	6.2～8.7	6.2～8.7
12以下	12	12以下	12
80以下	80	80以下	80
10以下	10	10以下	10
48以下	48	48以下	48
—	—	—	—
2以下	2	2以下	2
48以下	48	48以下	48
3以下	3	3以下	3
34以下	34	2以下	2
—	—	—	—
1.3以下	1.3	1.3以下	1.3
104	146	104	146

備考 汚水等は、公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年10月18日から同年11月8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環



兵庫県告示第497号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
工場長 相田 聡
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 塵ガス洗浄施設		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)	
能	力	459m ³ /分		50,000枚/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4~6	4~6	2~5	2~5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5	8	10	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7	10	15	15
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	5	8	15	15
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.2未満	0.2 未満	15	15
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		43.2	43.2	25	25

備考 既設特定施設を廃止するため、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 2)	
625枚/日	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通 常	最 大
4～6	4～6
10	10
10	10
5	5
217	217
133	133
1,093	1,093
217	217
9.3	9.3

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年10月18日から同年11月8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び揖保郡太子町生活福祉部生活環境課



兵庫県告示第498号

平成19年兵庫県告示第425号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

令和元年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表（加西市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。
表（加西市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
甲和泉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市和泉町字池尻、字万所、字出口、字先祖口、字西ノ山、字中屋敷、字ヲクノ谷、字泉田、字中河内、字西浦及び字宝ノ前の各一部で別図に示す区域(別図は省略。以下同じ。)	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例(以下「旧条例」という。)別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
乙和泉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市和泉町字宮ノ前及び字鳥居元の全部並びに字中垣内、字宝ノ前、字岡ノ山、字登り口、字出口、字中屋敷及び字西浦の各一部、野上町字ヨコ枕及び字ニシラ田の各一部並びに池上町字旅所前の一部位で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
野上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野上町字ニシラ田、字ヨコ枕、字大日前、字大年前、字カタギヤシキ、字大年元、字ハザマ、字ダケノ上、字影の木、字ワキ田及び字六ノ坪の各一部並びに池上町字旅所前の一部位で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
池上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市池上町字内畑の全部並びに字宮ノババ、字旅所、字旅所前、字石橋、字田畑、字薬師谷、字前田、字長尾、字サガリ及び字坂本の各一部並びに野上町字ニシラ田の一部位で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山田町字東谷、字上村ナカ、字釜ノ口、字村西、字芝崎、字千後、字下村中、字サクラノ坪、字六反田、字廣畑、字観音堂、字ハヶ田、字馬ヶ谷及び字西ラの各一部並びに和泉町字小宝瀬、字五反田及び字若宮の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (平成29年4月4日)
山田町地区 条例別表第3の5 の項	加西市山田町字六反田及び字広畑の各一部並びに馬渡谷町字下垣内の一部位で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(拡張タイプ))に建築できる建築物	平成29年4月4日
満久町地区 条例別表第3の3 の項	加西市満久町字村前、字村東、字村内、字西ノ芝、字西僧、字峠、字サコダニ、字池尻、字大西、字	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)

	一本松、字中野及び字朝川の各一部で別図に示す区域		
島町地区 条例別表第3の3 の項	加西市島町字屋敷田及び字丸町の全部並びに字土橋、字横ヶ谷及び字大北の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
西野々町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西野々町字オノ神及び字内端の全部並びに字沢ノ堂、字高尾、字カナヤ、字六地藏、字アンカハナ、字青地及び字宮後の各一部、池上町字宮ノババ、字御宿カチ及び字旅所の各一部並びに和泉町字西浦の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
西野々町地区 条例別表第3の5 の項	加西市池上町字岡崎の一部及び別府町字岡崎の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する工場等誘導区域 (加西市既存事業所活用型(拡張タイプ))に建築できる建築物	平成29年4月4日
	加西市西野々町字小沢及び字ソブ々の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する工場等誘導区域 (加西市地域産業振興型)に建築できる建築物	平成29年4月4日
馬渡谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市馬渡谷町字中ノ垣内、字村下、字施筆、字山添、字東山、字下垣内、字野手、字イナバ、字掘ノ元、字中谷、字児ヶ谷及び字ソトワクチの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市馬渡谷町字中ノ垣内、字村下、字下垣内、字イナバ、字中谷及び字ソトワクチの各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
大工町地区 条例別表第3の3 の項	加西市大工町字中のかちの全部並びに字けこうじ口、字森ノ本、字寺ノ下、字松ノ下、字向イダ、字広畑ヶ及び字ウエンダの各一部並びに馬渡谷町字施筆の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)
	加西市大工町字中のかち、字けこうじ口、字森ノ本、字松ノ下、字向イダ及び字広畑ヶの各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年2月26日

鍛冶屋町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鍛冶屋町字石原、字千尾岡、 字山ノ谷、字大池尻、字内ガチ、 字村上及び字玉谷池ノ内の各一部 並びに馬渡谷町字トホリの一部で 別図に示す区域	別表第1の13の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅型)に建築できる建築 物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市鍛冶屋町字村上の一部で別 図に示す区域	別表第1の14の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市新規居住者 住宅型)に建築できる建 築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市鍛冶屋町字千尾谷、字村下、 字内ガチ、字スゲ田、字大畑ケ、 字村上、字若宮、字籠下及び字玉 谷池ノ内の各一部並びに馬渡谷町 字トホリの一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅・地域生活利便性回復 型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市鍛冶屋町字千尾谷及び字村 上の各一部で別図に示す区域	別表第1の16の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市新規居住者 住宅・地域生活利便性 回復型)に建築できる 建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
油谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市油谷町字宮ノ下、字宮田、 字奥池尻、字東池流、字丸山、字 大畑ケ、字赤坂、字山ノ谷及び字 中谷の各一部、鍛冶屋町字千尾岡 の一部並びに田谷町字高月の一部 で別図に示す区域	別表第1の13の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅型)に建築できる建築 物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市油谷町字宮田、字奥池尻、 字三十八口、字山ノ谷、字橋ノ元 及び字旅所の各一部並びに田谷町 字高月及び字宮ノ東の各一部で別 図に示す区域	別表第1の15の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅・地域生活利便性回復 型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
田谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市田谷町字岩ハナの全部並び に字佃、字前田、字ソノカチ、字 塚原、字門ハナ、字大木ノ上、字 ドウ田、字上ノ山、字ハソバ、字 栗田、字森ケ内、字宮ノ東、字梅 ケ坪、字高尾、字ロクロ谷及び字 梨ケ谷の各一部並びに国正町字西 小谷、字山ノ口及び字塚原で別図 に示す区域	別表第1の13の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅型)に建築できる建築 物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市田谷町字門ハナ及び字前田 の各一部で別図に示す区域	別表第1の14の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市新規居住者	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)

		住宅型)に建築できる建築物	
	加西市田谷町字佃、字ソノカチ、字ドウ田、字前田、字丁田、字上ノ山、字粟田、字高尾、字井ノ上、字門ハナ及び字福手山の各一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市田谷町字前田、字佃、字上ノ山及び字丁田の各一部で別図に示す区域	別表第1の16の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
国正町地区 条例別表第3の3 の項	加西市国正町字上所、字下所、字西羅、字前田、字小屋ノ下、字折渡り、字迎所、字辻ノ前、字切池、字乳母ヶ谷、字五助ヶ谷、字宮ノ浦、字御霊谷、字尾筋、字スケン上、字四辻、字小谷及び字宮ノ前の各一部並びに田谷町字井ノ上の一部で別図に示す区域	別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字辻ノ前及び字乳母ヶ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字下所、字西羅、字中曽根、字小屋ノ下、字折渡り、字迎所、字金山、字濁池及び字四辻の各一部並びに田谷町字井ノ上の一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字折渡りの一部で別図に示す区域	別表第1の16の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字上所、字下所、字中曽根、字長台及び字濁池の各一部で別図に示す区域	別表第1の19の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所・住宅型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字四辻ノ上の一部で別図に示す区域	別表第1の20の項に規定する地域活力再生等	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

		区域(加西市地区住民小規模事業所・住宅型)に建築できる建築物	(令和元年10月18日)
小印南町地区 条例別表第3の3の項	加西市小印南町字峰山、字西、字西前、字前中、字前東、字アラ内、字赤坂、字上代、字本村、字石ノ脇、字前田、字林ノ下、字大内、字迎山、字二反田、字アシ谷、字枝谷、字東野、字老丁歩西及び字落合の各一部並びに油谷町字前田、字西ノ岡及び字草野の各一部で別図に示す区域	別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市小印南町字坂ノ尾、字アラ内及び字上代の各一部で別図に示す区域	別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市小印南町字西、字西前、字前中及び字前東の各一部並びに油谷町字草野の一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市小印南町字西、字前東、字石ノ脇及び字東野の各一部、油谷町字草野の一部、田谷町字野添の一部並びに青野町字上ノ畑及び字下ノ畑の各一部で別図に示す区域	別表第1の19の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所・住宅型)に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日)
青野町地区 条例別表第3の3の項	加西市青野町字流尾、字中垣内、字下垣内、字林ノ谷、字岡、字山ノ谷、字土手ノ内、字上垣内、字上大澤、字出口池尻、字上ノ畑、字堂ノ元、字中大澤、字上平黒及び字上皿池の各一部並びに都染町字松尾の一部で別図に示す区域	別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市青野町字中垣内、字流尾、字堂ノ元、字上垣内及び字上大澤の各一部で別図に示す区域	別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市青野町字中垣内、字下垣内、字土手ノ内、字上垣内、字上大澤及び字堂ノ元の各一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)

	加西市青野町字長谷、字流尾、字山ノ谷、字堂ノ元、字上ノ畑、字中大澤、字出口池尻及び字上大澤の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の16の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市青野町字中垣内及び字堂ノ元の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の17の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性増進型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市青野町字堂ノ元及び字上大澤の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の18の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性増進型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
殿原町地区 条例別表第 3 の 2 の項	加西市殿原町字辻井の一部で別図に示す区域	別表第 1 の 1 の項に規定する工場、店舗等周辺区域(中国道加西インター北部産業施設集積型)に建築できる建築物	平成25年12月27日 (令和元年10月18日)
殿原町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市殿原町字前田、字上川原、字金山辻、字井ノ元、字丁田、字倉ノ坪、字柳田、字上ノ垣内、字大将垣内、字西市岡、字東市岡、字桃梨子、字甲田、字土ノ坪及び字権現谷の各一部並びに上野町字高橋の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市殿原町字上川原、字上ノ垣内、字大将垣内、字前田、字西市岡、字東市岡、字土ノ坪及び字桃梨子の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日)
鴨谷町地区 条例別表第 3 の 2 の項	加西市鴨谷町字谷田、字山崎及び字道々の各一部並びに殿原町字竹島及び字ソトバの各一部で別図に示す区域	別表第 1 の 2 の項に規定する工場、店舗等周辺区域(県道大和北条停車場線沿道産業施設集積型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
鴨谷町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市鴨谷町字前垣内の全部並びに字中垣内、字小山、字後垣内、字巖嶋、字宮ノ下、字大木、字道々、字延引、字大日前、字清水、字塩谷、字妙売坂、字池尻、字上中後、	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	字小牧、字少婦谷、字池ノ内、字宮谷、字カヤ尻、字大年浦、字安井、字中曽根及び字谷田の各一部並びに殿原町字下川原、字公事山、字草ノ木及び字青石の各一部で別図に示す区域		
	加西市鴨谷町字前垣内の全部並びに字中垣内、字小山、字後垣内、字巖嶋、字道々、字塩谷、字宮谷、字安井、字中曽根及び字谷田の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年 7 月 25 日
笹倉町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市笹倉町字フカタ、字東カイチ、字西カイチ、字安カハナ、字小竹生、字出口、字城ノ岡、字堂ノ上、字堂ノ下、字ハザイ、字小向、字前山、字池田、字アンノ上及び字川ノ上の各一部並びに中富町字黒田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月 25 日) (平成29年 4 月 4 日)
	加西市笹倉町字安カハナ、字小竹生、字出口、字城ノ岡、字堂ノ上、字堂ノ下、字ハザイ、字小向、字前山及び字川ノ上の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成29年 4 月 4 日
笹倉町地区 条例別表第 3 の 5 の項	加西市笹倉町字サカサマノ東の一部で別図に示す区域	別表第 1 の 10 の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(用途変更タイプ))に建築できる建築物	平成29年 4 月 4 日
中富町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市中富町字宮ノ元の全部並びに字大將軍、字磯部、字西ノ下、字森ヶ坪、字平田、字前田、字落合、字若宮、字池ノ下、字丁市、字ハヌキ、字初沢、字初沢川原、字舟山添及び字寿仙寺の各一部並びに満久町字大西の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月 25 日)
越水町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市越水町字若宮、字池ノ上、字宮田及び字谷の各一部、中富町字椿の一部、北町字鈴ヶ森の一部並びに殿原町字鈴ヶ森、字寺ノ前、字大將垣内、字谷及び字辻井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月 25 日)
	加西市殿原町字鈴ヶ森、字大將垣内、字谷及び字辻井の各一部で別	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等	平成26年 7 月 25 日

	図に示す区域	区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	
北町地区 条例別表第3の3の項	加西市北町字前畑の全部並びに字山根及び字谷田の各一部、殿原町字谷及び字鈴ヶ森の各一部、越水町字池ノ下の一部、別所町字西山及び宮ハダの各一部並びに上野町字池ノ下及び字野根の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
別所町地区 条例別表第3の3の項	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、字前田、字宮ノ前、字上ノ山、字茶屋ノ元、字松ノ元、字ソブソブ、字池ノ内、字西谷及び字西山の各一部、満久町字一本松の一部並びに北町字大西野及び字谷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、字前田、字宮ノ前、字茶屋ノ元、字ソブソブ、字池ノ内、字西谷及び字西山の各一部並びに満久町字一本松の一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
別所町地区 条例別表第3の5の項	加西市別所町字宮ノ前、字上ノ山及び字カミ垣の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成25年12月27日
上野町地区 条例別表第3の3の項	加西市上野町字高橋、字朝垣、字村間、字池ノ下及び字野根の各一部並びに殿原町字寺ノ前及び字大歳前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
田原町地区 条例別表第3の3の項	加西市田原町字カマエ及び塩カラの全部並びに字大坪、字山田、字瓦ヶ山、字森田、字川原釜、字稲荷前、字アシカ、字稲荷、字中ノ峠、字大歳、字竹ヶ鼻、字西垣内、字門田、字木原、字局、字宮ノ前、字城ヶ辻、字ヌノ尻、字前、字清水、字小山田、字木ノ下、字中垣内、字天道、字ヨフズ、字宮ノ下、字恋場、字ノギ、字宝蔵坊、字蔵ノ前、字岩ヶ淵、字小山、字カイソウ及び字堂ノ前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
網引町地区 条例別表第3の3の項	加西市網引町字灰田の全部並びに字小芝、字上灰田、字王子原、字茶木之元、字堀ノ前、字中垣内、	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)

	字東垣内、字針田、字才ノ木、字辻ノ外、字市場、字上垣内、字西ノ窪、字芥田屋敷、字大藪ノ後、字北畑、字北山、字宮ノ後及び字宮ノ前の各一部並びに栄町字三木道西の一部で別図に示す区域		
南網引町地区 条例別表第3の3の項	加西市網引町字菰池、字鴨ヶ谷、字脇田、字向田、字阿弥陀山ノ下、字赤松ヶ尾、字奥ノ田、字硯ヶ岡、字段山及び字糖塚の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市網引町字向田、字阿弥陀山ノ下、字赤松ヶ尾及び字奥ノ田の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
栄町地区 条例別表第3の3の項	加西市栄町字高山上大道北一、字高山上大道北二、字村前、字高山上大道南一、字高山上大道南二、字五領道西、字三木道西一、字大道南、字三木道西二、字三木道北二、字三木道南一、字三木道北一及び字赤坂下の各一部、網引町字北山及び字上灰田の各一部並びに桑原田町字板屋及び字桑畑ヶの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
桑原田町地区 条例別表第3の3の項	加西市桑原田町字中条垣内の全部並びに字堂ノ前、字薬師ノ元、字池ノ下、字宮ノ前、字西ノ前、字西ノ垣内、字長畑ヶ、字二ノ宮ノ元、字北野畑ヶ、字高町、字春井、字桑畑ヶ、字野畑ヶ及び字南山の各一部並びに栄町字高山上大道北二の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市桑原田町字宮ノ前、字西ノ前、字西ノ垣内、字長畑ヶ、字二ノ宮ノ元、字春井及び字南山の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
繁陽町地区 条例別表第3の3の項	加西市繁昌町字流、字上田、字流ウラ、字恋ノ尻、字ウチ田、字藤ノ木、字翁谷、字ウリヤ、字岸ノ上、字山添、字清洞、字北惣中及び字南惣中の各一部並びに桑原田	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	町字アラ内の一部で別図に示す区域		
繁昌町地区 条例別表第3の3 の項	加西市繁昌町字山ノ脇、字北山、 字川西、字棕ノ木、字熊谷、字順 礼川原、字五六、字今天神、字沢 田、字中田、字川原、字東条、字 大山、字中村、字大坪、字若の下、 字ハヌキ原、字ヲワン、字百代寺 下、字成福寺、字山畑、字藪添、 字神谷田、字中嶋、字柳原、字山 ノ辻、字宮ノ下、字江ワキ、字田 角、字森ガハナ及び字大井の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市繁昌町字中田、字川原、字 東条、字大山、字中村、字大坪、 字ハヌキ原、字ヲワン、字山畑、 字柳原、字江ワキ及び字森ガハナ の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成26年7月25日
繁昌団地自治会地 区 条例別表第3の3 の項	加西市繁昌町字今天神及び字小池 上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
上宮木町地区 条例別表第3の3 の項	加西市上宮木町字住吉西、字土井 ノ内、字居垣、字ヲイノ元、字山 サノ前、字出口、字溝ノ上、字西 居垣、字深町、字落ヶ池、字前田 及び字帰り垣の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
下宮木村町地区 条例別表第3の3 の項	加西市下宮木町字住吉前及び字井 ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮 ノ元、字井上西、字吉田及び字薬 師西の各一部並びに上宮木町字住 吉西、字居垣及び字土井ノ内の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
下宮木町地区 条例別表第3の3 の項	加西市下宮木町字住吉前及び字井 ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮 ノ元、字井上西、字吉田及び字薬 師西の各一部並びに上宮木町字住 吉西、字居垣及び字土井ノ内の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
鶉野上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鶉野町字段ノ内、字家塚浦、 字飯森前、字家塚前、字段ノ池尻、 字家塚、字上門前、字東門前、字 西門前及び字大願地の各一部、豊	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	倉町字荻原の一部並びに上宮木町 字水正の一部で別図に示す区域		
鵜野南町地区 条例別表第3の2 の項	加西市鵜野町字東大下及び字東瀬 広の各一部、田原町字宮ノ谷、字 皆田口及び字大將軍の各一部並び に中野町字南上山の一部で別図に 示す区域	別表第1の3の項に規 定する工場、店舗等周辺 区域（鵜野南町国道372 号沿道産業集積型）に建 築できる建築物	平成26年7月25日
鵜野南町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鵜野町字東瀬広、字西瀬広、 字西大下、字西小下及び字東大下 の各一部、田原町字カイソウ、字 瀬広及び字猿楽の各一部並びに東 笠原町字向及び字蓮垣内の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
都染町地区 条例別表第3の3 の項	加西市都染町字北垣内、字岡垣内、 字南垣内、字村前、字柿ノ木及び 字谷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
別府西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字桃子野、字栗ノ木、 字岡開地、字釜ヶ辻、字ナメラ、 字石ヶ坪、字明神山、字馬谷、字 王子山、字桃子岡、字古川、字上 万田、字淵ノ垣内、字山本及び字 桃子の各一部、山枝町字桃子野の 一部、朝妻町字野田の一部、常吉 町字鳥ヶ池跡の一部並びに都染町 字ブラの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
別府中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字大林の全部並びに 字池ノ方、字茶屋ヶ岡、字高瀬、 字北ヶ池、字南ノ岡、字前垣内、 字花ノ池尻、字大道池下、字上垣 内、字上三条、字野手、字上ヶ池 下、字寺田岡、字五良ヶ池東及び 字小池下の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市別府町字高瀬、字北ヶ池、 字南ノ岡、字前垣内、字花ノ池尻、 字大道池下、字上垣内、字野手、 字上ヶ池下及び字小池下の各一部 で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域（地縁者小規模事業 所型）に建築できる建築 物	平成26年7月25日
別府東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字南細沢、字野ヶ地、 字柿木谷、字唐図池下、字神田ヶ 谷、字餅池下、字野田、字堀切、 字竹ノ元、字唐図池東、字上細沢、 字小池下、字神田前、字東ノ岡、 字南ノ岡、字北ノ芝、字芝崎、字	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	長島、字下常及び字草野の各一部、青野町字草野の一部並びに都染町字野堂の一部で別図に示す区域		
常吉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市常吉町字南畑の全部並びに字構、字中川原、字芝崎、字前田、字小池ノ跡、字西ノ下、字山崎、字東畑、字池ノ内、字井ノブ、字熊谷、字柿木谷、字山崎畑、字北開地、字瀧ノ上、字西ホ及び字清水尻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
朝妻町地区 条例別表第3の3 の項	加西市朝妻町字御蔵垣内、字毘沙門ノ下、字新池ノ下、字アンノ上、字落ヶ池ノ下、字大歳浦、字脇田、字清サ、字古垣内、字池ノ上、字中垣内、字池ノ内、字野手、字道ノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、字柄見、字竹ノ下、字家ノ下、字下井、字カヤ原、字箕詰、字南垣内、字東山、字与四郎ヶ岡、字安楽寺及び字川原の各一部、繁昌町字大柳、字百代寺及び字天神の各一部並びに山枝町字安楽寺及び字桃子野の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
	加西市朝妻町字御蔵垣内、字アンノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、字家ノ下及び字下井の各一部、繁昌町字大柳の一部並びに山枝町字桃子野の一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
豊倉町地区 条例別表第3の2 の項	加西市豊倉町字山ノ谷の一部及び玉野町字飯森野の一部で別図に示す区域	別表第1の4の項に規定する工場、店舗等周辺区域(県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
	加西市豊倉町字山ノ谷及び字飯森の各一部、玉野町字飯森野の一部並びに中西町字広野の一部で別図に示す区域	別表第1の5の項に規定する工場、店舗等周辺区域(県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
豊倉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市豊倉町字上村北、字北ノ後、字上村下、字上村、字三ノ谷、字池ノ下、字中村、字中村下、字下村下、字宮中、字下村、字北ノ山、字岸ノ上及び字萩原の各一部並び	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)

	に鶉野町字段ノ内及び字大願寺の各一部で別図に示す区域		
	加西市豊倉町字上村下、字上村、字池ノ下、字中村、字中村下、字下村及び字萩原の各一部並びに鶉野町字段ノ内及び字大願寺の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
玉野町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市玉野町字前垣内、字竹カ端、字鍛冶屋垣内、字堂ノ前、字宮ノ谷、字天川、字西ノ岡、字西脇、字大坪、字内垣内、字柿ノ木、字彦三、字飯盛野、字内町、字昆沙門、字堂ノ本、字堂ノ上、字越後橋、字カヤ田、字川ノ上、字横辻、字宮ノ前、字西山及び字長法寺の各一部、玉丘町字宮ノ前峠、字宮ノ前堂ノ東、字宮ノ前地藏西及び字長倉出水の各一部並びに山枝町字壺丁田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
山枝町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市山枝町字入道ヶ谷、字桃子野、字小正開地、字壺丁田、字村内、字村前、字坂本、字安楽寺、字池ノ尻、字山ノ上、字廣長及び字東山の各一部、朝妻町字野田の一部並びに別府町字桃子野の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日) (平成29年 4 月 4 日)
山枝町地区 条例別表第 3 の 5 の項	加西市山枝町字桃子野の一部及び別府町字桃子野の一部で別図に示す区域	別表第 1 の 9 の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(拡張タイプ))に建築できる建築物	平成29年 4 月 4 日
玉丘町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市玉丘町字芳ヶ端、字水塚、字宮ノ前、字宮ノ前西、字北山、字逆、字宮ノ前地藏西及び字芳ヶ端下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
	加西市玉丘町字芳ヶ端及び字逆の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年 7 月25日
青野原町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市青野原町字草野の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)

福住東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福住町字南垣内及び字柳町の全部並びに字宮ノ下、字田中ノ下、字後之谷、字中長、字立石、字久保田、字作り上、字北垣内、字鎌田、字構イ、字蔵ケ坪及び字ウシロの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
福住西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福住町字村前、字中長、字後之谷及び字堀畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山下西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字峯ノ坊、字畑谷、字浦上、字中條、字寺門、字田積、字門前、字貝積、字城山及び字樽井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市山下町字貝積の一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
山下中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字堂ノ端の全部並びに字井ノ奥、字畑谷、字五反田、字岩ノ奥、字山中、字北所、字浦上、字高尾及び字樽井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山下東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字下條の全部並びに字虫啼野、字崇ラ谷、字御車下、字家中、字廣元、字中ノ坪、字新池尻、字流川、字池ノ首、字大ヶ岡、字堂ノ上、字御車、字紺屋垣内、字向ヒ山、字土井畑、字五反田、字池田、字上中ノ坪、字峠、字丸山、字北田、字大連山、字千原及び字中ノ池尻の各一部並びに吉野町字無現山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市山下町字峠及び字丸山の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
西横田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西横田町字井ノ熊の全部並びに字垣内、字前田、字大坪、字東浦、字西ノ前、字岡ノ辻、字向垣内、字正角、字久語、字池田、字下モ田、字戸谷、字堂ノ下、字	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	寺山及び字門前の各一部で別図に示す区域		
東横田町地区 条例別表第3の3の項	加西市東横田町字垣内の全部並びに字堂ノ鼻、字藪下、字北山、字宮ノ東、字宮ノ前、字西池下、字長坂及び字長ヲサの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
鎮岩町地区 条例別表第3の3の項	加西市鎮岩町字田中、字中代、字東前、字加庄庵、字ハサコ、字西ノ岡、字堂ノ西、字弁才天、字塩ノ山、字下モ代、字町寄せ、字東ラ、字コブチ、字大道及び字風呂ノ浦の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市鎮岩町字田中、字中代、字東前、字堂ノ西、字町寄せ、字東ラ、字コブチ及び字大道の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
鎮岩町地区 条例別表第3の5の項	加西市鎮岩町字宿ノ前及び字古鎮岩の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成25年2月26日
岸呂町地区 条例別表第3の3の項	加西市岸呂町字池ノ尻、字柳ノ内、字福田、字寺垣内、字掘越及び字宮西の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東長町地区 条例別表第3の3の項	加西市東長町字村前の全部並びに字助友、字村下、字井ノ部、字道ノ下及び字分ノ町の各一部並びに西長町字村下及び字藪下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西長町地区 条例別表第3の3の項	加西市西長町字扇子平山、字小谷口、字南ノ垣、字西ノ垣、字北ノ垣、字東ノ垣、字藪下、字村下、字五反田、字岡ノ前、字岡、字二反田、字天田、字大平山及び字川原中の各一部、東長町字繁野の一部並びに両月町字牛谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東剣坂町地区 条例別表第3の3の項	加西市東剣坂町字村中の全部並びに字経尾、字上ノ馬場、字寺崎、字下ノ馬場、字上ノ大道、字堂ノ前、字大沢ノ内、字澤、字米山、字鍋柳、字堀ノ尻、字村前、字土矢倉、字上代及び字大坪の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	並びに西剣坂町字河高及び字小谷口の各一部で別図に示す区域		
東剣坂町地区 条例別表第3の5 の項	加西市東剣坂町字上代の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成24年6月26日
西剣坂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西剣坂町字狐谷、字城ヶ奥、字油ヶ谷、字西上ノ山、字尾前奥、字廣畑ヶ、字薩高、字山根、字松本、字千原、字村中、字町田、字深田、字河高及び字小谷口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
中山町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中山町字宮ノ下、字梨谷、字溝田ノ上、字西垣内、字東垣内、字池ノ谷、字大將軍、字山ノ口、字清蔵ヶ谷、字清水返及び字本谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
大柳町地区 条例別表第3の3 の項	加西市大柳町字石ノ本、字泥口、字下垣内、字小久語、字中山口、字千谷口、字赤阪、字向ヒ、字ダル、字奥垣内、字向ヒ石ノ本、字中蔵口及び字梨谷の各一部並びに中山町字梨谷及び字山ノ口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
王子町地区 条例別表第3の3 の項	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠、字戒池ノ下、字野田、字野中、字北角、字垣内、字拾町歩及び字宮ノ前の各一部並びに戸田井町字南カイチの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠及び字拾町歩の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
戸田井町地区 条例別表第3の3 の項	加西市戸田井町字川ノ上、字村西、字深田、字薬師前、字竹ノ下、字南カイチ及び字村東の各一部並びに両月町字郡長の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
両月町地区 条例別表第3の3 の項	加西市両月町字平林、字大ヶ池尻、字村前、字高町、字郡長、字村ノ内、字馬橋及び字宮ノ本の各一部並びに戸田井町字村西の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

大村町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市大村町字宮ノ前の全部並びに字越前、字六ノ坪、字前ノ下、字西ノ垣内、字宮ノ後、字池ノ下、字堂山、字上ノ山、字瀧ノ方、字京前及び字掘町の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
大村町地区 条例別表第 3 の 5 の項	加西市大村町字下平田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 5 の項に規定する建築物	平成21年 4 月 7 日
尾崎町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市尾崎町字後山添及び字西ラ畑の全部並びに字山ノ間、字西ノ脇、字京十万、字蒸セノ山、字タイシャク谷、字野池、字西ノ岡及び字加門ケ下の各一部、中西町字サノキ谷及び字広野の各一部、大村町字越前、字加門ケ下、字六ノ坪、字京十万及び字堂山の各一部並びに段下町字東野、字奥山及び字戸中の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成25年12月27日) (平成30年 3 月27日)
	加西市尾崎町字西ラ畑、字山ノ間、字西ノ脇、字蒸セノ山、字タイシャク谷及び字西ノ岡の各一部並びに大村町字越前、字加門ケ下、字六ノ坪及び字京十万の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
段下町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市段下町字宮垣内の全部並びに字宮ノ上、字後口代、字池ノ内、字戸中、字庄司ヶ谷、字中ノ垣内、字林ヶ谷、字乙池、字向山、字皿池尻、字開キ、字二反田及び字中曽根の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
	加西市段下町字後口代、字戸中、字中ノ垣内、字乙池、字向山、字二反田及び字中曽根の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年 7 月25日
中西南町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市中西町字垣内、字サノキ谷、字ヘノ沢及び字谷口の各一部並びに大村町字加門ケ下の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
中西北町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市中西町字上ノ岡、字岡、字堂ヶ谷、字向井、字垣内、字トリテ、字大林及び字オノ神の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)

琵琶甲町地区 条例別表第3の3 の項	加西市琵琶甲町字堂ノ前、字西谷、 字東谷、字鍋垣内、字大年谷、字 宮ノ前及び字垣内の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
新生町地区 条例別表第3の3 の項	加西市新生町の全部並びに琵琶甲 町字広野及び字東谷の各一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
野条町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野条町字中ノ角の全部並び に字上西谷、字西谷、字中尾、字 高町、字中ノ下、字上南谷、字藪 敷、字北ノ端、字古池、字東茨谷、 字上北ノ端及び字南茨谷の各一 部、琵琶甲町字広野及び字東谷の 各一部並びに鶴野町字西中沢及び 字西上沢の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
牛居町地区 条例別表第3の3 の項	加西市牛居町字殿垣内の全部並び に字池ノ後、字松ノ内、字鳥バミ、 字藪下、字下平ノ沢、字赤坂、字 権兵衛野、字平ノ沢及び字普代ノ 垣内の各一部並びに琵琶甲町字堂 ノ前及び字西谷の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
上野田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野田町字後山、字アン林、 字岡本、字田中ノ内、字溝向及び 字野田代の各一部並びに西笠原町 字大谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東野田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野田町字道下の全部並びに 字田中ノ内、字溝向、字三辻、字 鳥居本、字上戸、字中スカエ、字 カミ田、字シボラ、字土居ノ内及 び字六ヶ坪の各一部、西笠原町字 北ノ谷、字カミ田、字六ヶ坪及び 字上戸の各一部、東笠原町字北田 山、字北田及び字薬師ノ下の各一 部、牛居町字森井及び字池ノ後の 各一部並びに王子町字王子クゴの 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東笠原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東笠原町字オノ神、字下河 原、字上澤、字下澤、字川田、字 沖、字中溝、字山ノ下、字東山、 字前及び字向の各一部並びに西笠 原町字クゴの一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

<p>東笠原町地区 条例別表第3の8 の項</p>	<p>加西市東笠原町字東山の一部で別 図に示す区域</p>	<p>別表第1の12の項に規 定する地域資源活用区 域(鶉野飛行場南部歴史 資源活用型)に建築でき る建築物</p>	<p>平成29年4月4日</p>
<p>西笠原町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市西笠原町字北ノ谷、字大谷、 字六蔵、字前垣内、字藪ノ上、字 山本、字野垣内、字上西、字永長、 字奥垣内、字クゴ及び字上戸の各 一部、野田町字志ボラ及び字アン 林の各一部並びに東笠原町字オノ 神及び字前の各一部で別図に示す 区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年12月27日)</p>
	<p>加西市西笠原町字大谷、字前垣内、 字藪ノ上、字山本及び字クゴの各 一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物</p>	<p>平成25年12月27日</p>
	<p>加西市西笠原町字大谷の一部及び 野田町字アン林の一部で別図に示 す区域</p>	<p>別表第1の8の項に規 定する地域活力再生等 区域(西笠原グリーンタ ウン型)に建築できる建 築物</p>	<p>平成25年12月27日</p>
<p>三口町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市三口町字善坊、字市場、字 上ノ山、字北山、字西所、字西角、 字村中、字大坪、字東野、字村前、 字イナバ及び字稲所の各一部、坂 本町字北山及び字西角の各一部並 びに西笠原町字大谷及び字六蔵の 各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年12月27日)</p>
	<p>加西市三口町字善坊、字市場、字 上ノ山、字北山、字西所、字西角、 字東野、字村前、字イナバ及び字 稲所の各一部、坂本町字北山の 一部並びに西笠原町字六蔵の一部で 別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物</p>	<p>平成25年12月27日</p>
<p>坂本町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市坂本町字上ノカチ、字西ノ カチ、字東ノカチ、字二ツ池ノ下、 字大谷口、字赤坂、字馬場先、字 中ノ坪、字セツホク、字北山、字 猫尾、字西ノ沢及び字出口の各一 部並びに三口町字北山の一部で別 図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成25年2月26日</p>

倉谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市倉谷町字中屋敷、字永長、 字下苗代、字神小垣内、字北ノ側、 字湯出ノ坪、字洪田、字芋畦及び 字焼野の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
千ノ沢町地区 条例別表第3の3 の項	加西市倉谷町字油田坪、字東ノ谷、 字戸井町坪、字宮ノ東、字八分、 字筒ヶ池ノ内、字曾崎坪及び字裏 山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市倉谷町字宮ノ東、字八分、 字筒ヶ池ノ内及び字裏山の各一部 で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成26年7月25日
北条町小谷地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町小谷字下鴻谷、字東 垣内、字四反田、字下垣内、字上 垣内、字衾々田、字中溝、字太谷、 字音ヶ谷、字上鴻谷及び字城山の 各一部並びに北条町北条字堀池の 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町栗田地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町栗田字奥谷、字下岡、 字西法寺、字小泉、字カスガ谷及 び字前田の各一部並びに北条町横 尾字小泉の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町東高室地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町東高室字宿の全部並 びに字宮ノ本、字西ノ出口、字海 道林、字五代田、字大新田、字コ ブチ、字西中野、字皿池、字東中 野、字中野、字大澤、字東代、字 京尾、字向林、字荒神山裏、字荒 神山及び字薬師の各一部、段下町 字戸中の一部並びに鎮岩町字コブ チの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市北条町東高室字大新田、字 皿池、字東中野、字中野、字東代 及び字京尾の各一部、段下町字戸 中の一部並びに鎮岩町字コブチの 一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成25年2月26日 (令和元年10月18日)
北条町西高室地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町西高室字村中の全部 並びに字清水田、字大溝、字薬師 谷、字木ノ下、字村下、字大坪及 び字和田の各一部並びに北条町西 南字馬ヶ谷の一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

北条町東南地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町東南字一ノ谷、字岩ヶ鼻及び字村内の各一部並びに北条町西南字菊ヶ谷及び字谷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町西南地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町西南字西下池尻、字東垣内、字東奥谷、字菊ヶ谷、字西奥谷、字片山、字大坪、字大道、字馬ヶ谷及び字谷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町黒駒地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉前、字寺前及び字大將軍の全部並びに字向山、字宮前、字女鹿山及び字中野の各一部、市村町字狭間、字栗山及び字上森竹の各一部並びに北条町北条字菊ヶ谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉前、字寺前、字大將軍、字向山、字女鹿山及び字中野の各一部並びに市村町字狭間及び字栗山の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
女鹿山自治区地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町黒駒字女鹿山及び字宮ノ前の各一部並びに西上野町字女鹿山及び字東女鹿山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市谷町字油谷、字塚ノ坪、字岩井、字西垣内、字岡田、字内畑、字宮森、字宝前、字土真田、字堂ノ前及び字ヲタの各一部、北条町小谷字財ノ元及び字中溝の各一部並びに北条町北条字古市場の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西谷東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西谷町字上渡り、字北渡り、字西渡、字渡、字天神谷、字生姜谷、字葉ノ木、字上葉ノ木、字カズラ谷、字深田、字宝及び字下桜の各一部、谷町字溝ノ上、字餅田及び字稗田の各一部、西上野町字上平田の一部並びに窪田町字上向の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市西谷町字葉ノ木、字深田、字宝及び字下桜の各一部、谷町字餅田及び字稗田の各一部、西上野	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業	平成26年7月25日

	町字上平田の一部並びに窪田町字上向の一部で別図に示す区域	所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
西谷西町地区 条例別表第3の3の項	加西市西谷町字観音谷、字東観音谷、字行安谷、字上渡り、字西渡、字西荒木及び字椎野の各一部並びに畑町字千軒寺の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市西谷町字観音谷、字上渡り、字西渡及び字椎野の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
畑町地区 条例別表第3の3の項	加西市畑町字山ヶ谷、字梶ヶ谷、字貝間、字今善寺、字老ノ前、字佐無伊、字上山、字馬場、字中芝、字網ヶ谷、字柳ノ元、字井ノ上、字風目、字大崎、字乗末、字鳥居元、字門田、字片山、字千軒寺、字土師縄手、字大池ノ下、字内垣内、字ニタス、字中溝、字盆野、字居垣内、字法花谷、字箸谷、字倉狭間、字寺尾、字藪田、字丸山、字平谷、字庵屋敷、字久谷及び字太葉谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市畑町字山ヶ谷、字貝間、字馬場、字中芝、字柳ノ元、字門田、字千軒寺、字土師縄手、字ニタス、字倉狭間、字寺尾、字藪田及び字太葉谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
芝自治区地区 条例別表第3の3の項	加西市畑町字東入角、字太葉谷及び字中芝の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
窪田町地区 条例別表第3の3の項	加西市窪田町字平林、字沖田、字門ノ下、字桑原、字中向、字上向、字堂ノ越、字大井、字田中、字中ノ谷及び字境垣内の各一部並びに西上野町字平林の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
吸谷町地区 条例別表第3の3の項	加西市吸谷町字坂ノ脇、字高倉山、字堂ノ上、字中ノ口、字藤谷、字馬場ノ下、字観音垣内、字北山及び字石畑の各一部並びに窪田町字平林の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

西上野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西上野町字西村中、字八反田、字東村中、字上平田、字中平田、字平林、字井通、字村前及び字下平田の各一部並びに谷町字土真田及び字ヲタの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西上野町地区 条例別表第3の5 の項	加西市西上野町字平林及び字西村中の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成24年6月26日
市村町地区 条例別表第3の3 の項	加西市市村町字西ノ垣内及び字堂田の全部並びに字西ノ樋、字北ノ下、字北ノ上、字大歳前、字谷ヶ坂、字岡ノ上、字栗山及び字女鹿田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
	加西市市村町字西垣ノ内、字西ノ樋、字北ノ下、字堂田及び字女鹿田の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年2月26日 (平成26年7月25日)
坂元町地区 条例別表第3の3 の項	加西市坂元町字筋違、字西宅地、字東宅地、字蓮町、字井ノ上、字向ヒ山、字南宅地、字神田、字丸山、字久斗谷、字狭間、字内町、字瓜家、字柳坪、字生乗り、字宮ノ西及び字舞台の各一部、市村町字上森竹、字壺反条、字下森竹、字大下、字狭間及び字片山の各一部並びに福居町字馬橋の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
	加西市坂元町字瓜家、字生乗り及び字宮ノ西の各一部並びに市村町字上森竹、字下森竹、字大下、字狭間及び字片山の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年2月26日 (平成26年7月25日)
福居町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福居町字西谷、字岩井、字奥ノ谷、字寺前、字上ノ山下、字首通り、字前通、字東谷、字反田、字福居、字上中田、字奥ノ谷、字高宮、字下中田、字西野谷、字西ノ谷、字上ハサマ、字狭間、字久斗谷、字津ノ内及び字荒掘りの各一部並びに坂元町字宮ノ西及び字久斗谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

谷口町地区 条例別表第3の3 の項	加西市谷口町字村中及び字カタガリの全部並びに字西ノガワ、字巖瀧、字谷畑、字西ノ下、字井ノ坪、字石坪、字上後口及び字後口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
吉野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市吉野町字下垣内、字三反田、字前垣内、字野垣内、字無現山及び字作垣内の各一部、山下町字新池尻の一部、福居町字下り松、字野添及び字馬橋の各一部並びに坂元町字向イ山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
鶴野中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鶴野町字東上沢、字東中沢、字西上条及び字東中条の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日)
	加西市鶴野町字東上沢、字東中沢、字西上条及び字東中条の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日)
北条町古坂地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町古坂字奥谷口、字来光、字下来光、字西山、字坂ノ谷、字松笠、字芝中、字古戸及び字菰池の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年7月25日
	加西市北条町古坂字奥谷口、字来光、字西山及び字坂ノ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型(住宅市街地隣接タイプ))に建築できる建築物	平成26年7月25日
中野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中野町字上山、字南上山、字南村上及び字伯父ケ谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年7月25日
	加西市中野町字上山、字南上山、字南村上及び字伯父ケ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

区域の名称	建築できる建築物の用途

<p>1 工場、店舗等 周辺区域（中国 道加西インター 北部産業施設集 積型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの（別表第2の1の項に定めるものに限る。）</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法（昭和25年法律201号）別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）の項第5号に規定する建築物に限る。）</p> <p>(3) 事務所その他これに類するもの（暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第6号に掲げる暴力団事務所等（以下「暴力団事務所等」という。）を除く。）</p> <p>(4) 自動車車庫</p> <p>(5) 倉庫</p> <p>(6) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(7) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>2 工場、店舗等 周辺区域（県道 大和北条停車場 線沿道産業施設 集積型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>(3) 自動車車庫</p> <p>(4) 倉庫</p> <p>(5) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(6) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(7) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>3 工場、店舗等 周辺区域（鶴野 南町国道372号 沿道産業集積 型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>(3) 自動車車庫</p> <p>(4) 倉庫</p> <p>(5) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(6) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(7) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>4 工場、店舗等 周辺区域（県道 玉野倉谷線沿道 商業・サービス 施設集積型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの（別表第2の2の項に定めるものに限る。）</p> <p>(1) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(2) 診療所</p> <p>(3) ホテル又は旅館（専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設であると市長が認めるもの及び加西市モーテル類似施設の建築の規制に関する条例（昭和57年</p>

	<p>加西市条例第20号) 第3条第1項に規定する市長の同意を得られないものを除く。)</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)の項第5号に規定する建築物に限る。)</p> <p>(5) 市内生産品の売場(その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50㎡以上のもの)を常時設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店(地域振興に資すると市長が認めるものに限る。)</p> <p>(6) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>5 工場、店舗等周辺区域(県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型)</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの(別表第2の3の項に定めるものに限る。)</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(る)の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。)</p> <p>(2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)の項第5号に規定する建築物に限る。)</p> <p>(3) 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。)</p> <p>(4) 自動車車庫</p> <p>(5) 倉庫</p> <p>(6) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(7) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>6 地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型)</p>	<p>旧条例別表第3の4の項に規定する建築物(ただし、次の各号に掲げるものを除く。)</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(に)の項第3号、(り)の項第2号並びに(る)の項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(2) 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。)第7条各号に掲げるもの及びその管理施設</p> <p>(4) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)第2条第13項に規定する指定副産物を破砕施設等を用いて再資源化する施設及びその管理施設</p> <p>(5) 暴力団事務所等</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>7 地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所区域型(住宅市街地隣接タイプ))</p>	<p>旧条例別表第3の4の項に規定する建築物(ただし、次の各号に掲げるものを除く。)</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(に)の項第3号、(り)の項第2号並びに(る)の項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(2) 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 廃掃法施行令第7条各号に掲げるもの及びその管理施設</p> <p>(4) 資源有効利用促進法第2条第13項に規定する指定副産物を破砕施設等を用いて再資源化する施設及びその管理施設</p> <p>(5) 暴力団事務所等</p> <p>(6) 建築基準法別表第2(へ)の項第1号及び第2号に掲げるもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p>

<p>8 地域活力再生等区域（西笠原グリーンタウン型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの（別表第2の4の項に定めるものに限る。）</p> <p>(1) 戸建ての住宅</p> <p>(2) 戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの（兼用できる用途は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3各号に規定するもの（暴力団事務所等を除く。）又は診療所に限る。）</p> <p>(3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 学校、図書館その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（い）の項第4号に規定する建築物に限る。）</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）の項第5号に規定する建築物に限る。）</p> <p>(8) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>(9) 公民館、集会所その他これらに類するもの（周辺地域の住民を対象とするものに限る。）</p> <p>(10) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項若しくは第2項の規定による認定を受けるもの又は同条第3項の規定による公示がなされるものに限る。）</p> <p>(ii) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>9 工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（拡張タイプ））</p>	<p>市街化調整区域（過去に市街化調整区域であったが、区域区分の変更により現在市街化調整区域以外である土地は除く。）に建築されてから通算して10年以上営まれている事業所の事業環境の改善のために行う当該事業所の建て替えに係る建築物（別表第2の5の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの（ただし、別表第3に掲げる地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（以下「地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所」という。）であって、本項に該当する建築物として許可を受けて建築された事業所の建て替えについては、上記「10年以上」を「5年以上」と読み替える。）</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>(3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>10 工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（用途変更タイプ））</p>	<p>廃業等により業種又は事業者が変更され、現敷地において引き続き営まれる地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（別表第2の6の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（製造業を営む事業の用に供するもの又は主に製造業を営むものと取引のある若しくは取引をしようとしている一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）、特定貨物自動車運送業若しくは貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するものに限る。）</p> <p>(3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>

<p>11 工場等誘導区域（加西市地域産業振興型）</p>	<p>地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（別表第2の7の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（製造業を営む事業の用に供するもの又は主に製造業を営むものと取引のある若しくは取引をしようとしている一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）、特定貨物自動車運送業若しくは貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するものに限る。）</p> <p>(3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>12 地域資源活用区域（鶴野飛行場南部歴史資源活用型）</p>	<p>市長が本地区固有の地域資源の活用に資すると認める建築物で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 休憩所</p> <p>(2) 公衆便所</p> <p>(3) 展示施設</p> <p>(4) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>13 地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅型）</p>	<p>開発区域周辺の市街化調整区域（区域区分の変更により市街化調整区域から市街化区域（現在工業地域又は工業専用地域である土地に限る。）となった土地を含む。）に通算して10年以上居住する者（以下この表において「地縁者」という。）、地縁者の配偶者又は地縁者の2親等以内の者が、定住のために必要とする建築物（別表第2の8の項に定めるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅</p> <p>(2) 前号の建築物に附属するもの</p>
<p>14 地域活力再生等区域（加西市新規居住者住宅型）</p>	<p>居住者の減少に対処する必要がある集落又はその近接地（以下この表において「集落等」という。）へ定住をしようとする者が必要とする建築物（別表第2の9の項に定めるものに限る。）であって、前項各号のいずれかに該当するもの</p>
<p>15 地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型）</p>	<p>地縁者、地縁者の配偶者又は地縁者の2親等以内の者が、定住又は地域が必要とする生活利便性の回復に資する事業を伴う定住のために必要とする建築物（別表第2の10の項に定めるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅</p> <p>(2) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅であって、自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所（次のいずれかに掲げる用途に供するものに限る。）を兼ねるもの</p> <p>ア 都市計画法第34条第1号後段に規定する建築物の用途</p> <p>イ 建築基準法施行令第130条の3第2号から第7号に規定する建築物の用途（アに掲げる用途を除く。）</p> <p>ウ 診療所</p> <p>(3) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>16 地域活力再生等区域（加西市新規居住者住宅・地域生活利便性回復型）</p>	<p>集落等への定住又は地域が必要とする生活利便性の回復に資する事業を伴う定住をしようとする者が必要とする建築物（別表第2の11の項に定めるものに限る。）であって、前項各号のいずれかに該当するもの</p>

<p>17 地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅・地域生活利便性増進型）</p>	<p>地縁者、地縁者の配偶者又は地縁者の2親等以内の者が、定住又は地域が必要とする生活利便性の増進に資する事業を伴う定住のために必要とする建築物（別表第2の12の項に定めるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅</p> <p>(2) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅であって、自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所（次のいずれかに掲げる用途に供するものに限る。）を兼ねるもの</p> <p>ア 都市計画法第34条第1号後段に規定する建築物の用途</p> <p>イ 建築基準法施行令第130条の3第2号から第7号に規定する建築物の用途（アに掲げる用途を除く。）</p> <p>ウ 診療所</p> <p>エ ペット美容室（畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。）</p> <p>オ 動物病院（畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。）</p> <p>(3) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>18 地域活力再生等区域（加西市新規居住者住宅・地域生活利便性増進型）</p>	<p>集落等への定住又は地域が必要とする生活利便性の増進に資する事業を伴う定住をしようとする者が必要とする建築物（別表第2の13の項に定めるものに限る。）であって、前項各号のいずれかに該当するもの</p>
<p>19 地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所・住宅型）</p>	<p>地縁者、地縁者の配偶者又は地縁者の2親等以内の者が、自己の生計の維持又は定住のために必要とする建築物（別表第2の14の項に定めるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅</p> <p>(2) 自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所（次に掲げる用途に供するものを除く。）</p> <p>ア 建築基準法別表第2（ほ）の項第2号及び第3号、（へ）の項第3号及び第5号並びに（わ）の項第5号に掲げるもの</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項、第6項又は第11項に該当する営業に係るもの</p> <p>ウ 建築基準法別表第2（に）の項第3号、（り）の項第2号並びに（る）の項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>エ 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの</p> <p>オ 廃掃法施行令第7条各号に掲げるもの及びその管理施設</p> <p>カ 資源有効利用促進法第2条第13項に規定する指定副産物を破砕施設等を用いて再資源化する施設及びその管理施設</p> <p>キ 暴力団事務所等</p> <p>ク 建築基準法施行令第130条の5の2各号に規定する建築物（建築基準法別表第2（わ）の項第5号に掲げるものを除く。）</p> <p>ケ ペット美容室</p> <p>コ 動物病院</p> <p>(3) 前号の事業所と自己の居住の用に供する戸建ての住宅を兼ねるもの</p> <p>(4) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅であって、自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所（次のいずれかに掲げる用途に供するものに限る。）を兼ねるもの</p> <p>ア 都市計画法第34条第1号後段に規定する建築物の用途</p> <p>イ 建築基準法施行令第130条の3第2号から第7号に規定する建築物の用途</p>

	ウ 診療所 エ ペット美容室（畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。） オ 動物病院（畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。） (5) 自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所（次のいずれかに掲げる用途に供するものに限る。） ア 建築基準法施行令第130条の5の2各号に規定する建築物の用途 イ ペット美容室（畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。） ウ 動物病院（畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。） (6) 前各号の建築物に附属するもの
20 地域活力再生等区域（加西市地区住民小規模事業所・住宅型）	地縁者、地縁者の配偶者、地縁者の2親等以内の者、開発区域周辺の市街化調整区域（区域区分の変更により市街化調整区域から市街化区域（現在工業地域又は工業専用地域である土地に限る。）となった土地を含む。）に居住する若しくは定住しようとする者が、自己の生計の維持又は定住のために必要とする建築物（別表第2の15の項に定めるものに限る。）であって、前項各号のいずれかに該当するもの

別表第2

区域の名称	建築できる建築物の規模等
1 別表第1の1の項に掲げる工場、店舗等周辺区域（中国道加西インター北部産業施設集積型）に建築できる建築物	別表第1の1の項第2号に該当する建築物にあつては、延べ面積が500㎡以下であること。
2 別表第1の4の項に掲げる工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型）に建築できる建築物	(1) 別表第1の4の項第1号、第2号又は第4号に該当する建築物にあつては、延べ面積が500㎡以下であること。 (2) 別表第1の4の項第5号に該当する建築物にあつては、店舗又は飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下であること。
3 別表第1の5の項に掲げる工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型）に建築できる建築物	別表第1の5の項第2号に該当する建築物にあつては、延べ面積が500㎡以下であること。
4 別表第1の8の項に掲げる地域活力再生等区域（西笠原グリーンタウン型）に建築できる建築物	(1) 別表第1の8の項第1号、第2号、第6号、第7号又は第8号に該当する建築物にあつては、延べ面積が280㎡以下であること（戸建ての住宅においては自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。以下この表において戸建ての住宅又は戸建ての住宅で住宅を除く用途を兼ねるものについて同じ。）。 (2) 別表第1の8の項第3号に該当する建築物にあつては、延べ面積が500㎡以下であること。
5 別表第1の9の項に掲げる工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（拡張タイプ））に建築できる建築物	次の各号のいずれにも該当する建築物であること。 (1) 建築物の敷地面積が1,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものであること。ただし、地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所については建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものとする。

	<p>(2) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(3) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>
<p>6 別表第1の10の項に掲げる工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(用途変更タイプ))に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(2) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>
<p>7 別表第1の11の項に掲げる工場等誘導区域(加西市地域産業振興型)に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は従前の建築物の敷地から別の敷地へ移転し建築する場合は従前の建築物の敷地面積の1.5倍を超えないものであること。</p> <p>(2) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(3) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>
<p>8 別表第1の13の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅型)に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であることを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。</p> <p>(2) 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。</p> <p>(3) 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する(自己と自己の配偶者が所有権を共有することを含む。以下この表において同じ。)又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p>
<p>9 別表第1の14の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅型)に建築できる建築物</p>	<p>前項(1)及び(2)に該当する建築物であること。</p>
<p>10 別表第1の15の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であることを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。</p> <p>(2) 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。</p> <p>(3) 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p> <p>(4) 別表第1の15の項第2号に該当する建築物にあっては、前各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p>

	<p>ア 別表第1の15の項第2号に掲げる用途に供する部分の床面積が50㎡以下であること（同号ウの用途を除く。）。</p> <p>イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>
<p>11 別表第1の16の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物</p>	<p>前項(1)、(2)及び(4)に該当する建築物であること。</p>
<p>12 別表第1の17の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性増進型)に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積（専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。）が500㎡以下（敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下）であること。</p> <p>(2) 延べ面積が280㎡以下（延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p> <p>(3) 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p> <p>(4) 別表第1の17の項第2号に該当する建築物にあっては、前各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 別表第1の17の項第2号に掲げる用途に供する部分の床面積が50㎡以下であること（同号ウ及びオの用途を除く。）。</p> <p>イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>
<p>13 別表第1の18の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性増進型)に建築できる建築物</p>	<p>前項(1)、(2)及び(4)に該当する建築物であること。</p>
<p>14 別表第1の19の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所・住宅型)に建築できる建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める要件に該当する建築物であること。</p> <p>(1) 別表第1の19の項第1号に該当する建築物</p> <p>ア 建築物の敷地面積（専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。）が500㎡以下（敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下）であること。</p> <p>イ 延べ面積が280㎡以下（延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p> <p>ウ 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p>

- (2) 別表第1の19の項第2号に該当する建築物
- ア 建築物の敷地面積が1,000㎡未満(敷地面積が1,000㎡以上かつ2,000㎡以下である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。
- イ 建築物の建築面積が600㎡未満(建築面積が600㎡以上かつ1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の建築面積以下)であること。
- ウ 建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあつては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。
- エ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。
- (3) 別表第1の19の項第3号に該当する建築物
- ア 事業所の用に供する部分の床面積の割合が延べ面積の2分の1以上の場合にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- (7) 建築物の敷地面積が1,000㎡未満(敷地面積が1,000㎡以上かつ2,000㎡以下である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。
- (4) 自己の居住の用に供する部分の床面積が280㎡以下であること。
- (6) 建築物の建築面積が600㎡未満(建築面積が600㎡以上かつ1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の建築面積以下)であること。
- イ 事業所の用に供する部分の床面積の割合が延べ面積の2分の1未満の場合にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- (7) 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。
- (4) 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。
- ウ 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。
- エ 建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあつては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。
- オ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。
- (4) 別表第1の19の項第4号に該当する建築物
- ア 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。
- イ 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用

	<p>途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下) であること。</p> <p>ウ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>エ 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p> <p>オ 建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあつては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>カ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>(5) 別表第1の19の項第5号に該当する建築物</p> <p>ア 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下) であること。</p> <p>イ 延べ面積が200㎡以下(延べ面積が200㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下) であること。</p> <p>ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>
<p>15 別表第1の20の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市地区住民小規模事業所・住宅型)</p>	<p>次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める要件に該当する建築物であること。</p> <p>(1) 別表第1の19の項第1号に該当する建築物 前項(1)ア及びイに該当するものであること。</p> <p>(2) 別表第1の19の項第2号に該当する建築物 前項(2)アからエまでに該当するものであること。</p> <p>(3) 別表第1の19の項第3号に該当する建築物 前項(3)ア、イ、エ及びオに該当するものであること。</p> <p>(4) 別表第1の19の項第4号に該当する建築物 前項(4)アからウまで、オ及びカに該当するものであること。</p> <p>(5) 別表第1の19の項第5号に該当する建築物 前項(5)アからウまでに該当するものであること。</p>



兵庫県告示第499号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R01淡路位置 0008号	1. 10. 2	淡路市久留麻字一本松42番4、42番30の一部、 42番4地先水路	4. 30	35. 00

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年10月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町古宮三丁目212番3、398番3、212番3地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市三左衛門堀西の町205番地の2
株式会社パナホーム兵庫 代表取締役 香山恒紀
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年2月15日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－31号（30播磨）

正 誤

○令和元年8月2日付け（兵庫県公報第28号）

兵庫県告示第287号（平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部改正）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
9	3	施行する。	施行する。なお、令和元年兵庫県告示第185号の2（平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部改正）は、廃止する。



○令和元年8月13日付け（兵庫県公報第31号）

兵庫県告示第299号告示文中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
3	27	都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等	都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定